答申第145号

(諮問第168号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事(以下「実施機関」という。)が令和6年7月30日付けで行った公文 書一部公開決定処分は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例(平成12年大分県条例第47号。以下「条例」 という。)第6条第1項の規定により、令和6年7月17日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

令和6年度サービス基盤整備事業費補助金内示

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、次の公文書を特定し、条例第7条第5号に掲げる情報が記録されているとして、一部公開決定(以下「本件一部公開決定」という。)を行い、令和6年7月30日付けで審査請求人に通知した。

令和6年度大分県介護サービス基盤整備事業費補助金の内示について

3 審査請求

審査請求人は、本件一部公開決定について、行政不服審査法(昭和 26 年法律第 68 号)第2条の規定に基づき、令和6年8月5日付けで、実施機関に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

「大分県情報公開条例第7条第5号に該当するため」として非公開となっている 箇所の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

非公開の根拠として挙げられている県情報公開条例第7条第5号について、内示額が非公開となっていることは、県税の使途・配分の公平性の観点から疑義がある。

第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書の意義・性格について

本件対象公文書は、介護施設等の事業者が介護職員の宿舎を整備するための費用の一部を補助する補助事業について、直接補助事業者である佐伯市長あてに内示額を通知する文書である。

2 本件対象公文書の非公開情報該当性判断について

(1) 条例第7条第5号該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定し、同条第5号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

補助金の内示額は、すでに公表されている補助金要綱等の補助単価や補助率から算出される補助額が上限となる。そのため、逆算することで施設が想定している入札の予定価格を容易に推測することができ、適正な金額での入札が行われなくなるおそれがある。

以上のことから、条例第7条第5号に該当するものと判断される。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、おおむね次のとおりである。

弁明書第3項について、『補助金の内示額は、すでに公表されている補助金要綱等の補助単価や補助率から算出される補助額が上限となる。そのため、逆算することで施設が想定している入札の予定価格を容易に推測することができ』ることを理由として、貴県情報公開条例第7条第5項に該当するとの判断が行われているが、貴県の知事部局等が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務、及び令和6年度からは物品・役務の調達においても、大分県共同利用型入札情報サービスシステムに掲載されている、一般競争入札の入札公告文、指名競争入札の指名通知書にて、工事の対象箇所や施設名称、予定価格が、開札時には落札業者(落札候補者)と落札金額(応札金額)、最低制限価格等が公表されているほか、貴県のホームページでは、随意契約の締結情報として業務名と相手方、契約金額が公表されている。また、直接補助事業者である佐伯市をはじめとした県下各市町村においても、共同利用型入札情報サービスシステムを用いて建設工事や建設コンサルタント業務の入札情

報が公表されている。

翻って、貴職による今回の公文書の一部公開決定措置においては、内示額を非公表としているが、入札の予定価格が推測できることを理由として、貴職の主張する『適正な金額での入札が行われなくなるおそれがある』のであれば、この措置は建設工事等において予定価格を事前公表している貴県及び各市町村の方針と相反する。

加えて、当該の交付金を受けた施設の運営者が施設整備を行う際には、工事、又は役務を行う外部の施工事業者に実際の作業を委託するが、これは施設運営者と施工事業者との間で締結する随意契約であり、この内容を非公表とすることは弁明書第3項に記された貴職の文言と相反するものである。

よって、今回貴職が開示の対象としなかった箇所の公表と、貴職が主張する『当 該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす』こととの関連性はない。

それぞれの交付金の原資が県税から支出されたものであることを鑑みて、弊社と しては改めて情報の開示を求めたい。

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、介護施設等の事業者が介護職員の宿舎を整備するための費用の一部を補助する介護サービス基盤整備事業費補助金の補助事業について、直接補助事業者である佐伯市長あてに内示額を通知する文書である。

2 本件対象公文書の非公開情報該当性について

(1) 条例第7条第5号について

条例第7条第5号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、 公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂 行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報として定めている。

(2) 本件対象公文書の条例第7条第5号該当性について

本件対象公文書について、実施機関は、補助金の内示額は、すでに公表されている補助金要綱等の補助単価や補助率から算出される補助額が上限となるため、 逆算することで施設が想定している入札の予定価格を容易に推測することができ、 適正な金額での入札が行われなくなるおそれがあると主張している。

そこで、本件対象公文書の条例第7条第5号該当性について検討する。

本件対象公文書に係る補助金は国の基金を原資として県が交付するものであり、本件補助金の内示額の算定に当たっては、各介護施設等から提出された施設整備計画に基づき補助額を算定している。当該補助金における補助率は、インターネット等で閲覧可能となっている当該交付金要綱において示されており、本件対象公文書の内示額が公開されれば、要綱で示された補助率と本件対象公文書の内示額を照らし合わせることで、各施設の施設整備事業における支出可能な交付

金の上限額や事業計画における全体の事業費が推察できることとなる。

国が交付する補助金、交付金等については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法第179号。以下「適正化法」という。)第3条第1項において、「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」と規定し、同条第2項において、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定しており、国及び補助事業者の双方が、補助金が国民の公金から支出されているという点に特に留意して、適正かつ効率的に使用しなければならないこととなっている。県独自の補助金の場合も「大分県補助金等交付規則」(昭和43年大分県規則第27号)その他の関係通知において、適正化法と同様の目的と内容を定めている。

本件補助金の交付要綱においても、適正化法等の規定により補助事業を実施することとされており、本件補助金の補助事業において決定される契約額は、適正かつ効率的になされなければならず、公正かつ客観的な基準による競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当といえる。

もし上記の支出可能な補助金の上限額や事業計画における全体の事業費が推察できると、契約額がそれらの額に合わせて高止まりすることは十分想定しうるものであり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすとする実施機関の主張は特段不合理なものとは見受けられない。

なお、審査請求人は、県が発注する建設工事等の公共工事において入札予定価格が公表されていることや随意契約の締結情報として契約金額が公表されていることを主張している。入札予定価格の事前公表については、一般的に、入札予定価格を探る不正行為の防止や入札回数が少なくなるなどのメリットがある一方、公表された入札予定価格を目指すことにより競争原理が制限されて落札価格が高止まったり、積算能力が不十分な事業者が受注できるなどのデメリットがあり、県が発注する建設工事等の公共工事に関しては、地域の実情や上記のメリットやデメリットを検討した上で、入札予定価格の事前公表が採用されているものと見受けられるが、これは県が発注する公共事業の状況に基づき事前公表が採用されているものであり、本件補助金の交付を受けた各施設が発注する工事については、上記適正化法等の考えに基づき判断したものと解される。また、随意契約の締結情報として公表されている契約金額は、契約締結後に公表されているものである。以上のことからすると、審査請求人の主張を採用することはできない。よって、実施機関が非公開とした上記の部分は条例第7条第5号に該当する。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年11月 8日	諮問
令和6年11月27日	事案審議(令和6年度第8回審査会)
令和6年12月20日	事案審議(令和6年度第9回審査会)
令和7年 1月31日	事案審議(令和6年度第10回審査会)
令和7年 2月26日	答申決定(令和6年度第11回審査会)

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職業	備考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡邊博子	大分大学経済学部教授	
大 塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事	
松尾和行	元大分合同新聞社編集局長	
梶 原 百合子	大分県地域婦人団体連合会理事	